

## 高齢者居住安定確保計画について

### (目次)

- 1 高齢者居住安定確保計画制度創設の背景
- 2 高齢者居住安定確保計画の概要
- 3 高齢者居住安定確保計画における目標設定
- 4 高齢者居住安定確保計画の推進のための施策

国土交通省・厚生労働省は、高齢者の居住の安定確保のための施策について、目標を定めるとともに、計画的な実施を図るために、高齢者居住安定確保計画制度を創設しました。

この説明資料及び高齢者居住安定確保計画策定マニュアル(たたき台)は、地方公共団体が高齢者居住安定確保計画を作成し、高齢者の居住安定確保のための施策に取り組むことを支援する参考資料として作成しているものです。

今後、内容の変更や記述の修正がありえますが、各地方公共団体からのご意見をいただくためご参考に供します。

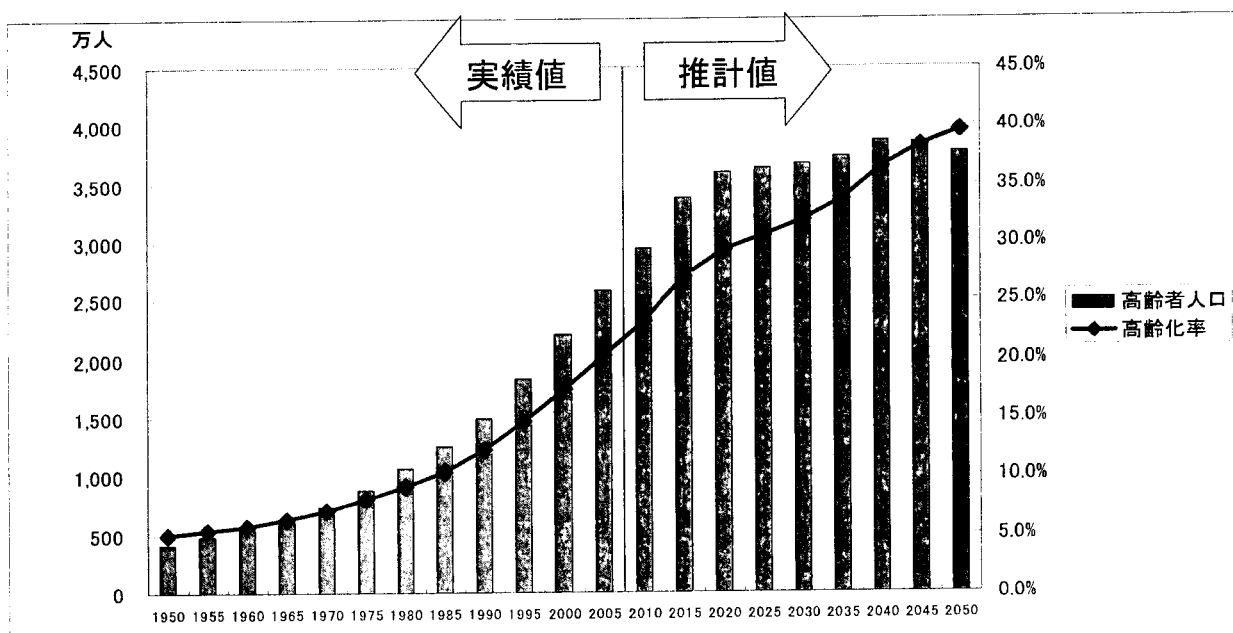
本日の説明会の説明を受け、高齢者居住安定確保計画の内容やより具体的に示すことを希望する内容に関するご意見・ご要望、紹介できる事例等があれば連絡してください。(締切り6月16日)

連絡先: 国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室高齢者住宅係  
TEL: 03-5253-8111 内線39-357 fax: 03-5253-1628

## 1. 高齢者居住安定確保計画創設の背景

### (1) 高齢者人口(全国)

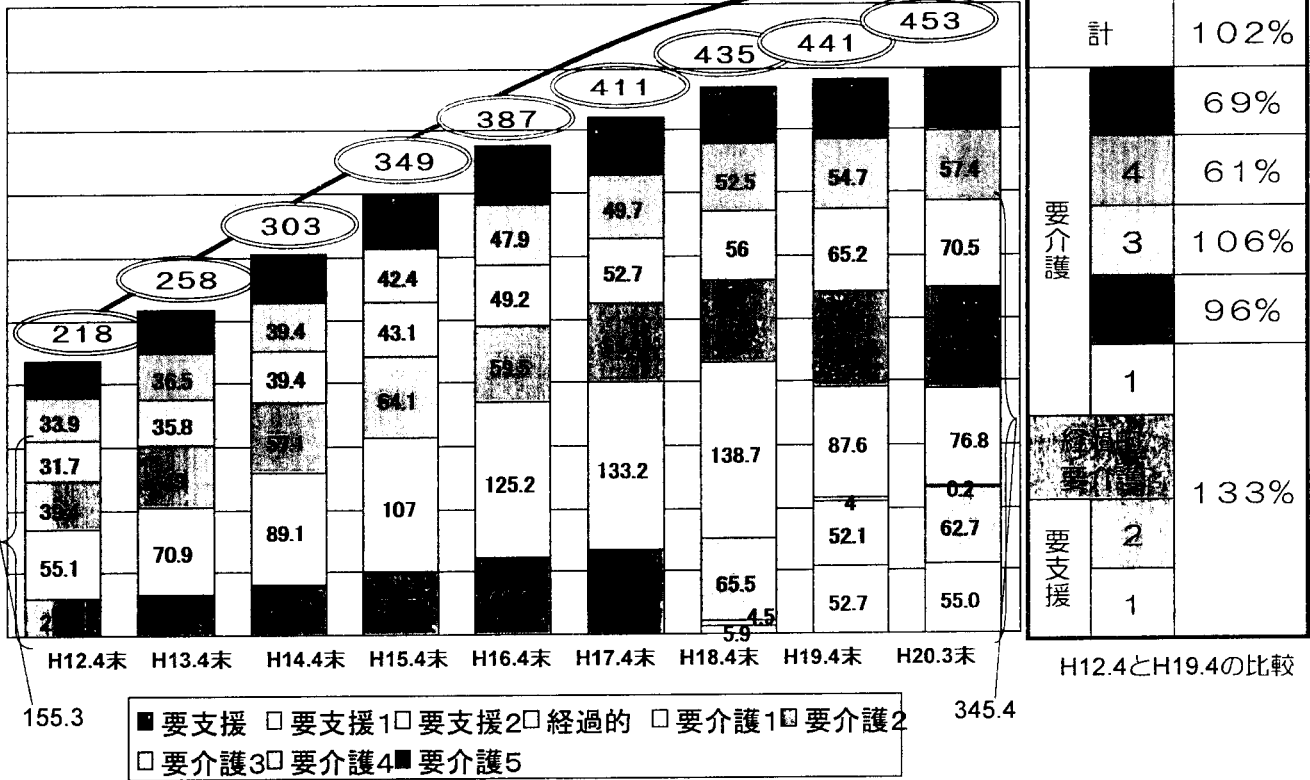
高齢者人口(65歳以上)は、今後も増加を続け、平成17年(2005年)の2,576万人から2040年には約3,850万人に達する見込み。



## (2) 要介護等の高齢者

要介護又は要支援に認定された高齢者等が増加を続けている。

(単位:万人)



注. 介護保険の要介護認定を受けた者の合計数であり、2号被保険者(40~64歳)である認定者も含まれる

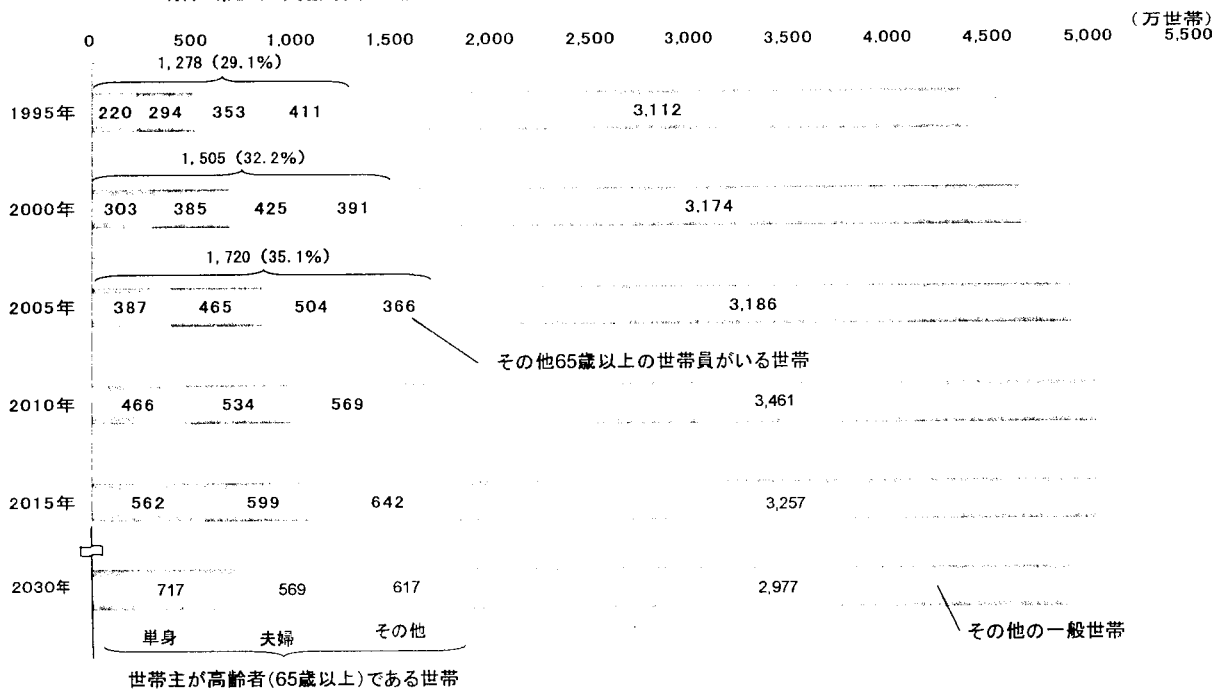
(出典:介護保険事業状況報告 他)

## (3) 高齢者世帯の将来推計

○単身高齢者については、平成17年(2005年)の387万人から2030年には17万人まで増加する見込み。

### 【高齢者がいる世帯(推計)】

※世帯主が高齢者(65歳以上)である世帯+その他65歳以上の高齢者世帯員がいる世帯

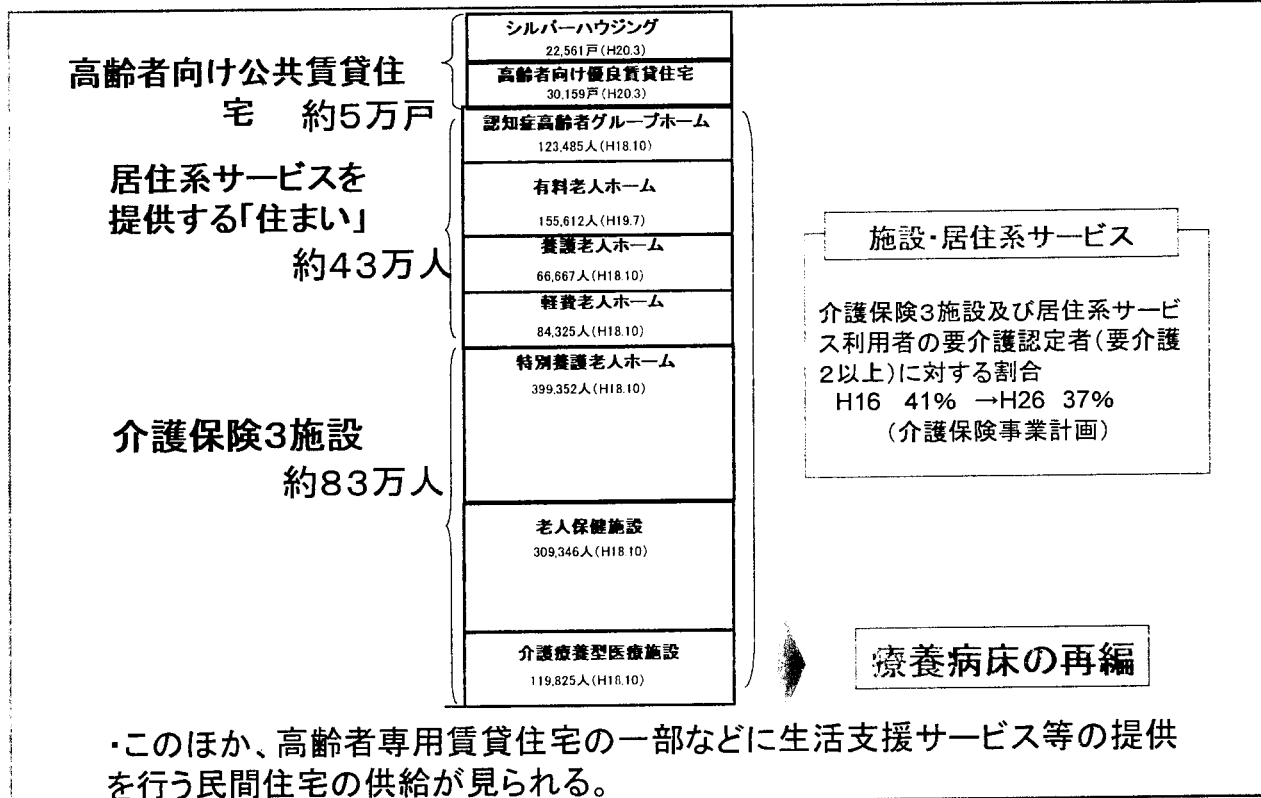


(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2008年3月推計)」及び国勢調査より。

## (4) 介護・生活支援サービスの付いた高齢者の住まい

### 介護・生活支援サービスのついた高齢者の住まい(住宅・施設)の概要

(注) 1戸、1床を1人と見なした



## (5) 各国の高齢者の居住状況

### 全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合

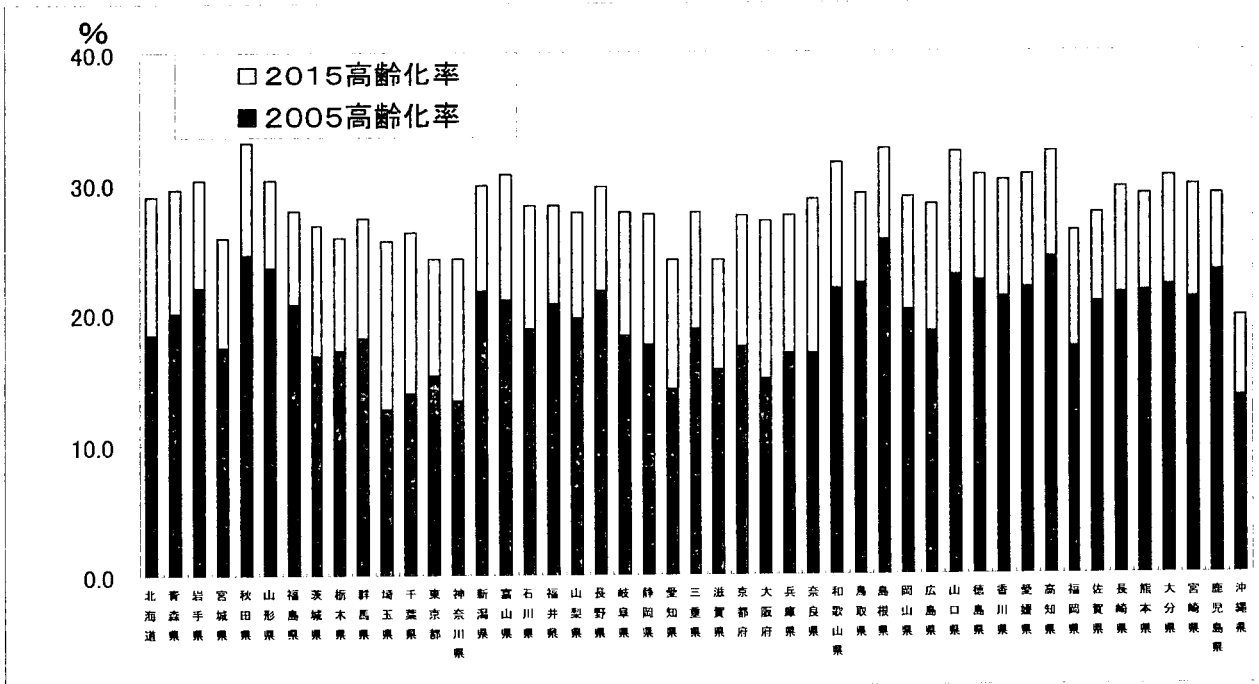
介護保険3施設等 ※2 (3.5%)	※1 (0.9%)	<b>4.4%</b>	日本(2005)
ナーシングホーム、グループホーム等 (4.2%)	サービスハウス等 (2.3%)	<b>6.5%</b>	※制度上の区分は明確ではなく、 類型間の差異は小さい スウェーデン(2005)※3
プライエム等 (2.5%)	プライエボリー・エルダボリー等 (8.1%)	<b>10.7%</b>	デンマーク(2006)※4
ケアホーム (3.7%)	シェルタードハウジング (8.0%)	<b>11.7%</b>	英国(2001)※5
ナーシング・ホーム (4.0%)	アシステッドリビング等 (2.2%)	<b>6.2%</b>	米国(2000)※6

※1 シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム及び軽費老人ホーム(軽費老人ホームは2004年)  
 ※2 Sweden Socialstyrelsen(スウェーデン社会省)聞き取り調査時の配付資料(2006)  
 ※3 Elderly Accommodation Counsel(2004)「the older population」

※4 介護保険3施設及びグループホーム  
 ※4 Denmark Socialministeriet(デンマーク社会省)聞き取り調査時の配付資料  
 ※6 医療経済研究機構「米国医療関連データ集」(2005)

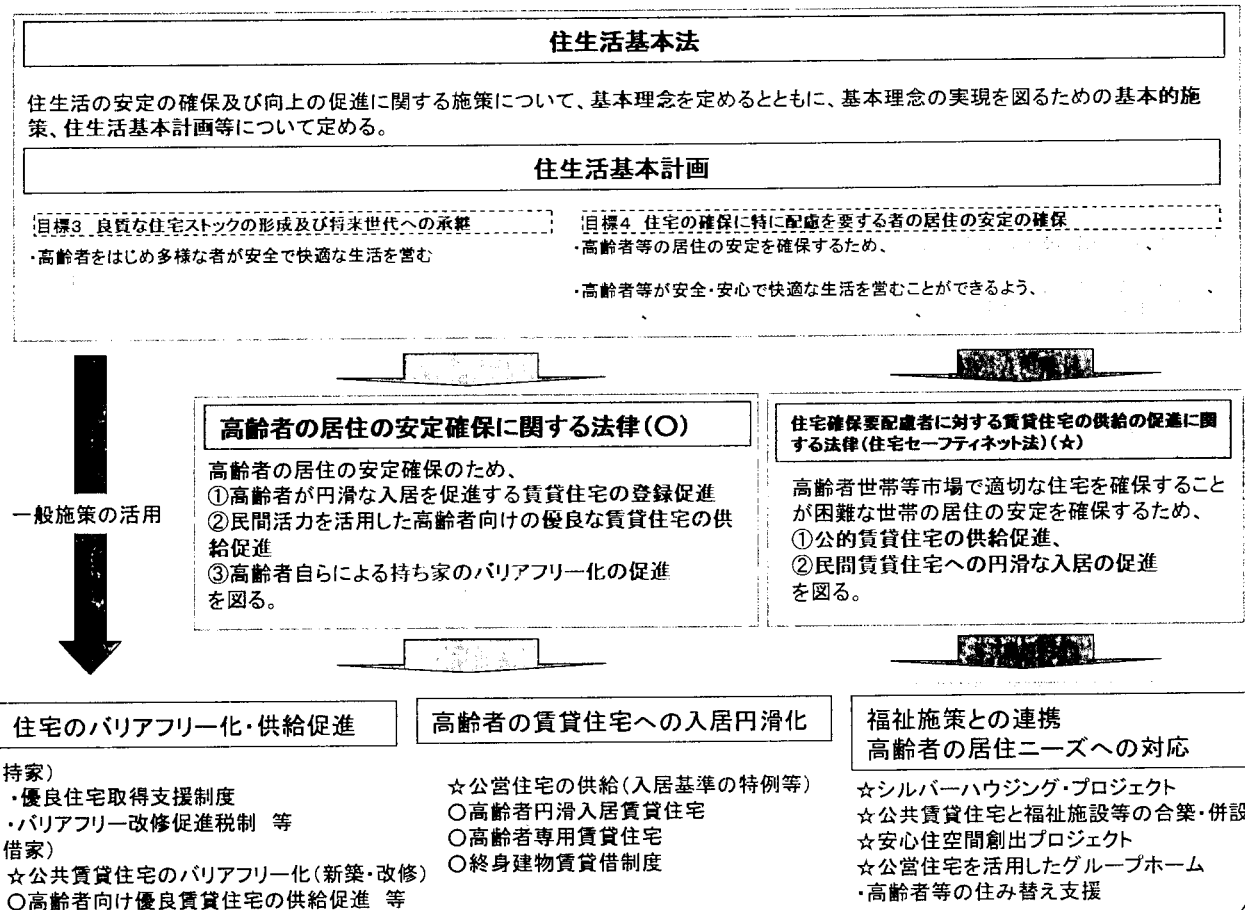
## (6) 高齢者人口(都道府県別)

高齢化率は都道府県毎に差異がある。今後は大都市圏で急速に高齢化が進む見込み。

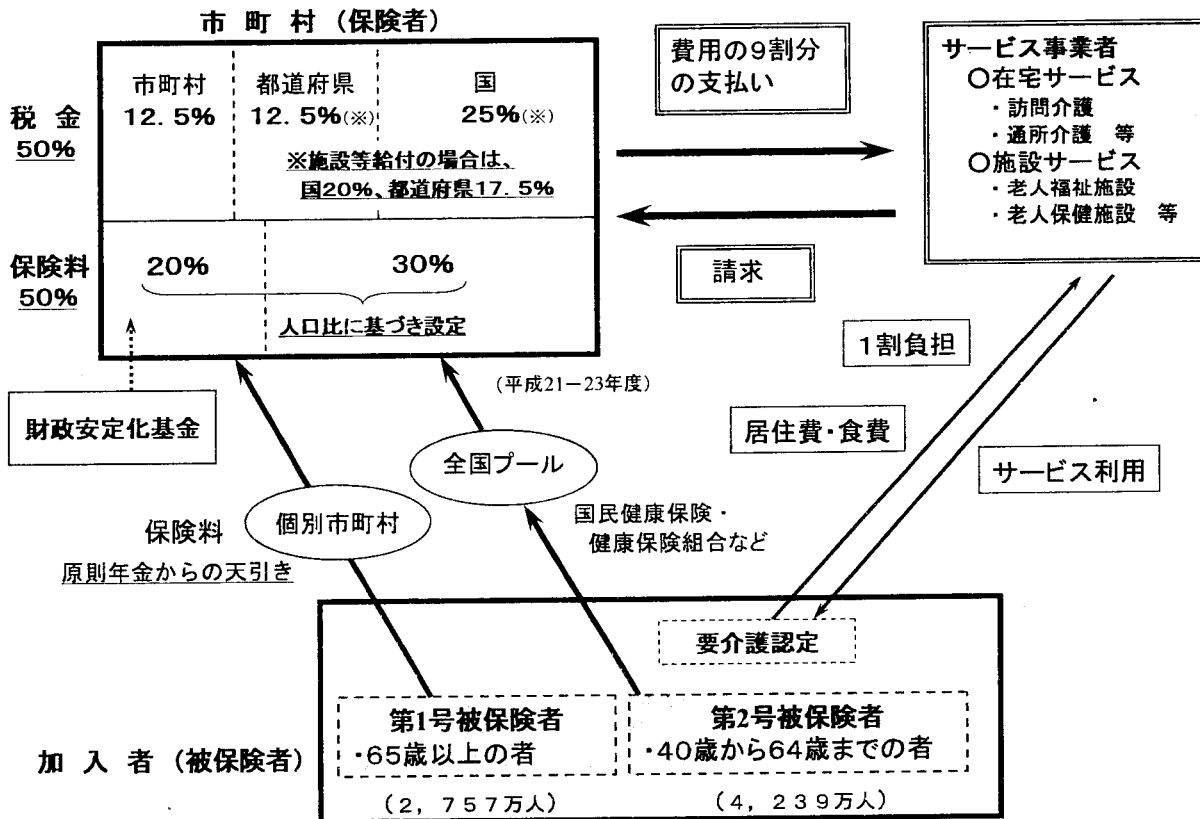


資料: 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」

## (参考1) 高齢者に対する住宅施策



## (参考2)介護保険制度の仕組み



(注) 第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告(暫定)(平成20年4月分)」による。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、18年度内の月平均値である。

## 2. 高齢者居住安定確保計画の概要

### (1) 高齢者居住安定確保計画の策定の目的・意義

今後増加の見込まれる介護等を要する高齢者、低所得で住宅に困窮する高齢者、世帯基盤が脆弱な高齢者に対して、住宅政策と福祉政策の連携による取り組みを推進し、高齢者の居住安定確保を目指します。また、高齢者の住まいの総量を把握し、高齢者の住まいの確保を図るための計画、行政部局間の連携の強化、先進地視察などを実施します。

また、目標と施策を提示することにより、関係機関の連携を促します。

さらに、一覧性をもつ計画を策定することにより、関係機関の連携を確保し、住民の居住環境の向上を図ることを目指します。

#### 住宅政策と福祉政策の連携した取り組み

		住宅政策	
		住宅セーフティネットを確立する	住生活の安定・向上
老人福祉政策	介護等を必要とする高齢者を支援する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標</li> <li>●目標を達成するために必要な事項</li> <li>・高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進</li> <li>・高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化</li> <li>・高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進</li> <li>・高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備促進</li> <li>・高齢者居宅生活支援体制の確保</li> </ul>	
	福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他高齢者の居住の安定の確保のために必要な目標</li> </ul> <p>例) 持ち家のバリアフリー化その他持ち家に居住する高齢者への対策</p>	

## (2) 基本方針を踏まえた高齢者居住安定確保計画の策定

**基本方針**

基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標に関する事項
2. 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項
3. 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する基本的な事項
4. 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する基本的な事項
5. 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制(高齢者居宅生活支援体制)の確保に関する基本的な事項
6. 高齢者居住安定確保計画の策定に関する基本的な事項
7. 前各号に掲げるもののほか、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な事項

※基本方針は、高齢者のための住宅及び有料老人ホーム並びに高齢者のための保健医療サービス及び福祉サービスの需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して定めるとともに、住生活基本計画(全国計画)との調和が保たれたものでなければならない。

**高齢者居住安定確保計画**

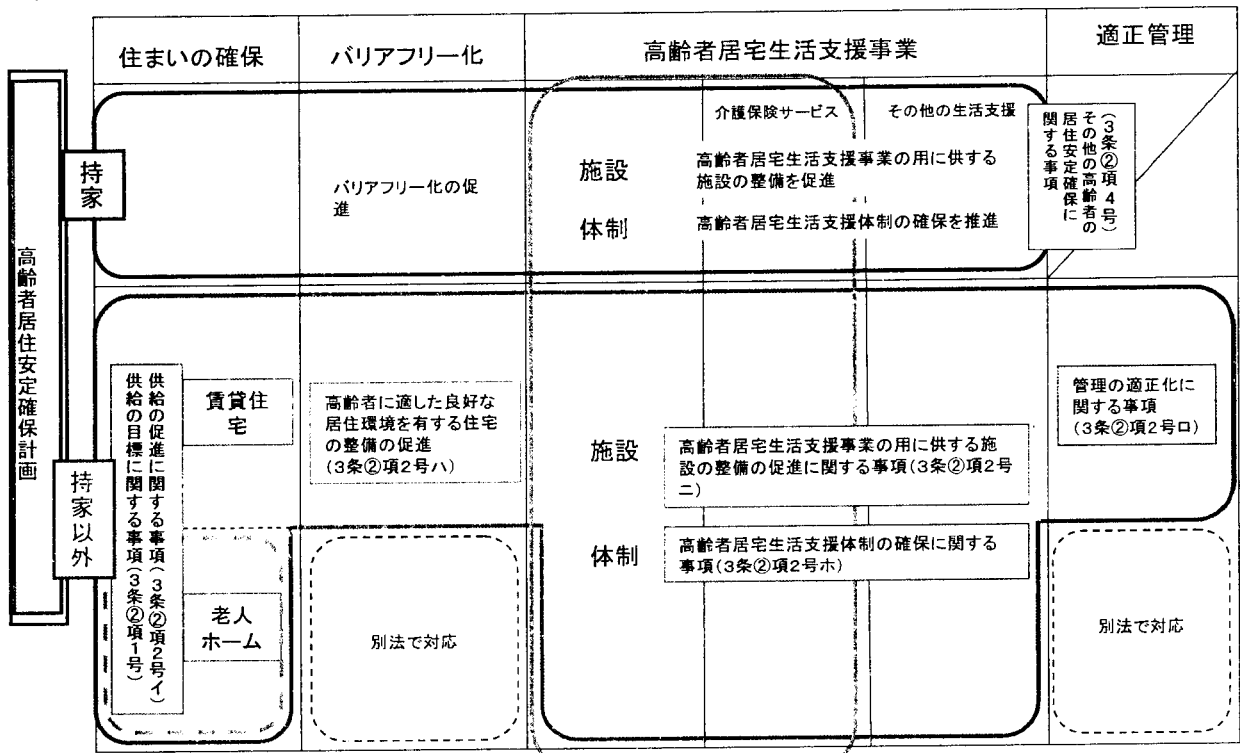
高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
2. 次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの
  - イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
  - ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
  - ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
  - ニ 老人福祉法に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業
  - ホ ニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項
3. 計画期間
4. 前3号に掲げるもののほか、高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項

- ・インターネットの利用その他の方法により住民の意見を反映させるための必要な措置
- ・市町村への協議
- ・地域住宅協議会の意見聴取

## (3) 高齢者居住安定確保計画の対象とする領域

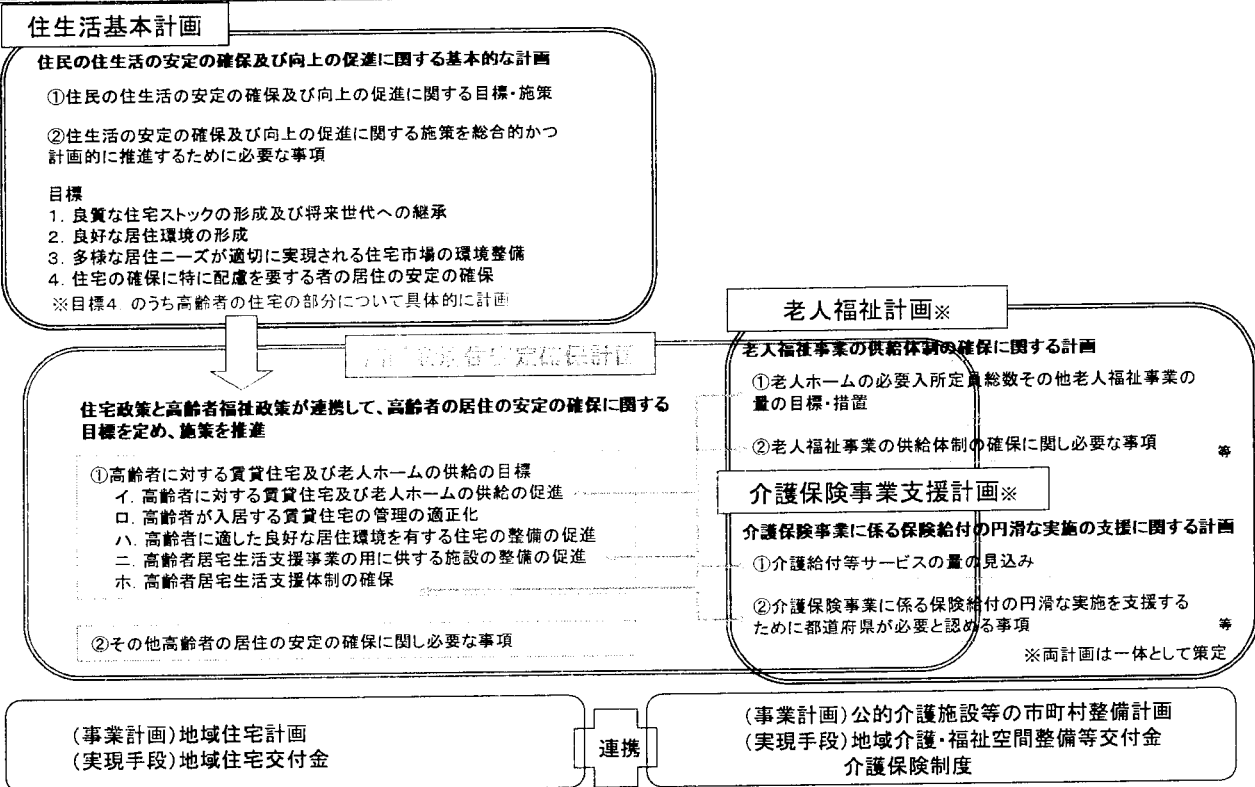
高齢者居住安定確保計画では、次の領域を計画対象にします。  
 これにより、  
 高齢者居住安定確保計画の策定に当たっては、先駆的な取り組みを踏まえ、  
 高齢者居住安定確保計画の策定に当たっては、先駆的な取り組みを踏まえ、  
 高齢者居住安定確保計画の策定に当たっては、先駆的な取り組みを踏まえ、



※上記のほかに老健施設、療養病床がある。

#### (4) 高齢者居住安定確保計画と住生活基本計画、老人福祉計画等との関係

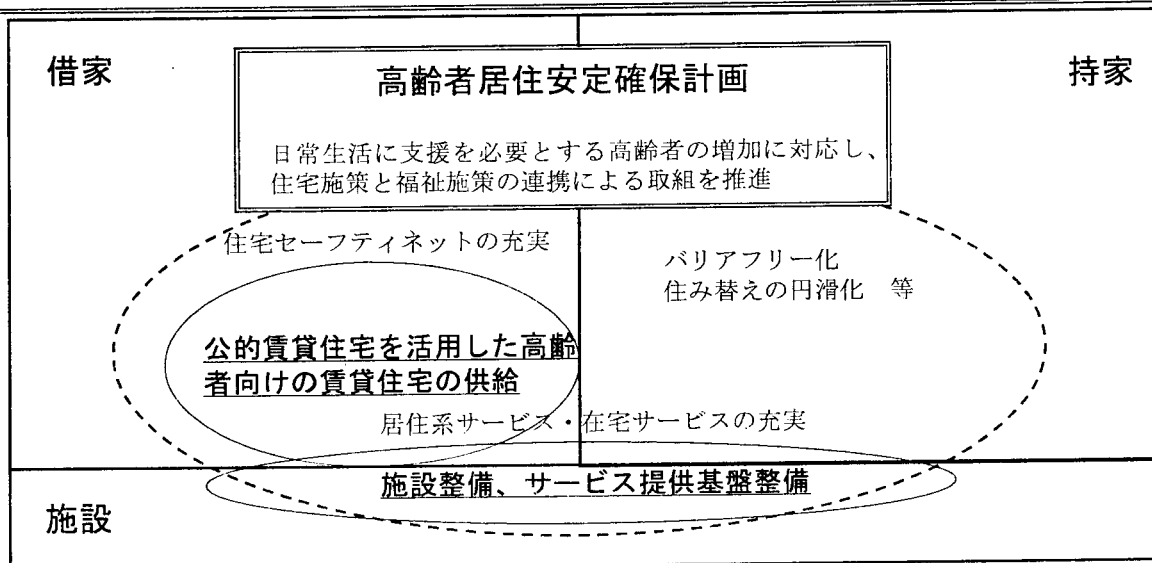
高齢者居住安定確保計画は、老人福祉計画・介護保険事業支援計画と調和を図りつつ、住生活基本計画を踏まえ、高齢者の住宅に係る施策を具体的に計画します。  
住生活基本計画(H18からの10年計画)、老人福祉計画等(H21からの3年計画)を踏まえ、**住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、高齢者の居住の安定の確保に関する目標を定め、施策を推進**とします。



### 3. 高齢者居住安定確保計画における目標設定

#### (1) 目標設定のねらい

高齢者居住安定確保計画は、住宅施策と福祉施策の連携のもと、**高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進、居住環境の改善、良好な居住環境を有する住宅の整備の促進、高齢者居宅生活支援体制の確保**を計画します。



## (2) 要配慮高齢者世帯数

高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標は、  
 高齢者の世帯数、高齢者のうち、  
 のうち、  
 を推計し、検討します。

### 要介護・要支援・特定高齢者

施設・居住系サービス  
提供施設の入所者

養護・軽費老人ホーム  
の入所者

有料老人ホームの入所者

サービス付き高専賃の入居者

①上記(施設・居住系サービス提供施設  
の入所者、養護・軽費老人ホームの入  
所者、有料老人ホームの入所者、サー  
ビス付き高専賃の入居者)以外の要介  
護・要支援・特定高齢者

このうち、②借家に居住かつ③単  
身・夫婦世帯

要配慮高齢者  
世帯数

統計データから要配慮高  
齢者世帯数を算出するプロ  
グラムを作成しています。

## 高齢者居宅生活支援事業と施設、体制

### 高齢者居宅生活支援体制の確保

高齢者居宅生活支援体制とは・・・

高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制

#### ○老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業

・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業  
・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業

#### ○介護保険サービス

・訪問入浴介護 ・訪問介護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導  
・通所リハビリテーション ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 等

#### ○その他の保健医療を提供する事業

・病院、診療所、訪問看護事業所において高齢者に対する保健医療サービスを提供する事業

#### ○その他の高齢者に対する生活支援サービス

・調理、洗濯及び掃除等の家事に関する事業 ・食事の提供に関する事業、  
心身の状況及び日常生活の状況の確認に関する事業 等

高齢者居宅生活支援事業の用に  
供する施設の整備

#### ＜施策例＞

- ①施設・居住系サービス提供施設等
- ②養護・軽費老人ホーム
- ③有料老人ホーム
- ④サービス付き高齢者専用賃貸住宅
- ⑤高齢者向け優良賃貸住宅
- ⑥シルバーハウジング

高齢者居宅生活支援施  
設と一体となった高齢者  
の住まいを増やす

#### ＜施策例＞

- ⑦公共賃貸住宅へ的高齢者  
居宅生活支援施設の併設